2015年11月19日

Japan tax alert

EY税理士法人

OECD、BEPS行動8に基づく無形資産の移転価格に関する最終ガイダンスを発表

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date

エグゼクティブ・サマリー

経済協力開発機構（OECD）は、2015年10月5日、税源浸食と利益移転（BEPS: Base Erosion and Profit Shifting）に関する行動計画の行動8-10に基づく移転価格に関する最終報告書を公表しました。この「移転価格の側面」は、OECD移転価格ガイドラインの第1章セクションDの改正、コモディティの取引に関するガイダンス、無形資産に関するOECD移転価格ガイドラインの第6章の改正、低付加価値グループ内役務提供に関するOECD移転価格ガイドラインの第7章の改正、費用分担契約に関するOECD移転価格ガイドラインの第8章の改正、及び取引単位利益分割法に関するガイダンスに関連するものです。

本アラートは、無形資産に関する新たな章（第6章）及び費用分担契約に関する新たな章（第8章）、並びに無形資産関連のリスクに関連して第1章に含められる予定のリスク及びリスクの統制に関する新たなセクション（以下、「2015年ガイダンス」）について説明しています。

これは、BEPSプロジェクトからの無形資産に関するOECD移転価格ガイドラインの最終アップデートになります。ただし、第6章パートD内のセクションの一つ（無形資産取引の価格決定に係る取引単位利益分割法の適用に関するもの）は、OECDがこの移転価格算定方法に関する新たなガイダンスを完成させた際に改正される可能性が高いと思われ、これは2017年初めになると予想されています。

Building a better working world

詳細な議論

背景

BEPS行動計画において、OECDは、多国籍グループがある所得に関して当該所得を生み出す経済活動から切り離し、税率の低い環境に移転させるために移転価格ルールを利用又は悪用することが場合によっては可能となっており、これは無形資産を伴うアレンジメントから生じているという見解を表明しました。このため、行動8は、グループの関連者間における無形資産の移動から、BEPSが生じることを防止するためのルールを策定することを目的としていました。第6章の改定版は、無形資産の移転及び使用に関連する利益が価値の創造に従った適切な配分について焦点を当てたガイダンス、並びに評価が困難な無形資産の移転に対処するための新たなアプローチを含んでいます。

2015年ガイダンスは、2014年の行動8の第一次提言[1]において公表された第6章の暫定版、並びに2015年に公表された費用分担契約及び評価が困難な無形資産に関する暫定的なディスカッション･ドラフト（討議草案）[2]に基づいており、これらと一貫しています。ただし、いくつかの要素、特にリスク及びリスクの統制の分析に係る枠組みは新しいものです。2015年ガイダンスを策定するにあたって、OECDは企業の代表との重要な議論に留意しており、ガイダンスは、その導入を確実に実施できるようにするための取組みを反映しています。特に、ある事業体が知的財産を所有しその開発の資金を提供する一方で、開発、改良、維持、保護及び活用の機能は関連会社によって実施されるという一般的なグループ内の状況において、適切な独立企業間価格を確立するための枠組みを示したことが、2014年の行動8の報告書に対する前向きな変更の一つとなっています。

2014年の行動8の報告書以降にOECDが行った追加的な重要な変更の一つは、2014年の行動8の報告書以降にOECDが行った追加的な重要な変更の一つは、多数の取引事例における「再度の特徴付け」の必要性回避又は取引の非認識を回避するための独立企業間価格及び取引条件の決定に係るアプローチの再策定です。新たな第1章の枠組みの下で、移転価格の算定上、取引が正確に記述されると、非認識の適用は例外的な状況に限定されます。したがって、取引の非認識に対するほぼ全ての言及は、2015年ガイダンスにおいて公表された第6章の改定版では削除されています。

無形資産に対する特別な配慮

2015年ガイダンスにおいて公表された第6章の改定版は、BEPSプロジェクトの一環として公表された無形資産に関する過去のOECDの文書と同じ構造を有しています。これは、以下に関するガイダンスを提供する4つのセクション（A~D）を含んでいます。

A. 無形資産の特定

B. 無形資産の所有権、並びに無形資産の開発、改良、維持、保護及び活用を伴う取引

C. 無形資産の使用又は移転を伴う取引

D. 無形資産を伴う事例における独立企業間条件の決定に係る補助的なガイダンス

移転価格算定上の無形資産の定義

セクションAは、無形資産の定義が狭過ぎたり広過ぎたりすることにより、移転価格における困難が生じ得ると説明しています。定義が狭過ぎた場合、政府又は納税者が何かが定義から外れているという主張を行う可能性があります。その結果として、無形資産の使用又は移転について、独立企業間対価で取引される際、対価なしにその使用又は移転が認められる可能性を導出してしまいます。一方で定義が広過ぎると、反対の結果をもたらす可能性があります。

したがって2015年ガイダンスは、移転価格算定上の無形資産を、「物理的な資産や金融資産ではなく、商業活動における使用のために所有又は支配することができ、比較可能な状況において独立した当事者間の取引で生じていた場合、その使用又は移転に対する対価が生じる」ものと定義しています。（冊子形式によるOECDガイドラインの直近版である）2010年のOECDガイドラインにおいては、このような定義は含まれていませんが、2015年ガイダンスに示されている定義は、2014年の行動8の報告書に含まれる定義と同一です。

2015年ガイダンスは、この定義に該当する無形資産の種類に係る例を提供しており、これには登録可能な特許や商標などの知的財産と、ノウハウ、企業秘密、契約上の権利などのその他の資産の両方が含まれています。さらにガイダンスは、グループのシナジーや国内市場が持つ特定の側面などの、企業が稼得する所得に貢献し得るがそれ自体は無形資産ではない特定の要素に言及しています。後者の要素については、OECDガイドラインの第1章に従い、移転価格分析における比較可能性要素として取り扱われるべきだと思われます。

また第6章は、OECD移転価格ガイドラインの用語集における「マーケティング上の無形資産」の定義を、「マーケティング活動に関連しており、製品もしくはサービスの商業的使用を支援、及び/又は関係する製品にとって重要な宣伝価値を有する（中略）無形資産」という定義に置き換えることにより、更新しています。

2015年ガイダンスにおいて、無形資産の定義を提供する目的は、移転価格算定上の無形資産の特定に関する明確性を税務当局及び納税者に提供することであるとしています。モデル租税条約第12条の下における「ロイヤルティ」の定義などを含むその他の税務事項、又は所得の認識、無形資産の開発費の資産計上、償却、もしくは無形資産に関連するその他の税務事項に影響を及ぼす意図はありません。

無形資産の活用による利益を受け取る権利を有する事業体の特定

第6章セクションBは、多国籍グループ内のどの事業体が、無形資産の活用によって生じた経済的利益を共有すべきかという基本的な問題を取り上げたガイダンスを示しています。2015年ガイダンスは従来の作業を明確化及び確認しており、無形資産の単なる法的所有権自体が、その活用から生じる利益に対する権利を付与するわけではないと述べています。その代わりに、無形資産から生じる経済的利益、並びに無形資産に関連するコスト及び経済的負担は、当該無形資産の開発、改良、維持、保護及び活用という重要な価値創造の各機能（DEMPE機能）を実施及び統制する事業体に配分されます。

第6章における新たなガイダンスは、無形資産を伴う取引の分析に係る枠組みを示しています。その枠組みは、（更新版のOECDガイドラインの第1章に含まれ、かつ2015年ガイダンスの一部として公表された）関連企業間の商業的又は財務的関係の特定に関して策定されたガイダンスに基づいており、かつこれと一貫しています。この分析的枠組みは、取引に係る独立企業間価格及びその他の条件を決定するため、移転価格の算定上「関連者間取引を正確に記述する」ことを目的としています。

本質的に、無形資産を伴う取引に対するこの枠組みの適用は、以下のような影響を及ぼすと考えられます。

- 無形資産の法律上の所有者ではない企業が、当該無形資産に関連して価値を創造するDEMPE機能を実施する場合、当該企業は独立企業間対価を期待できます。この対価の内容には、DEMPE機能に関連するリスクをどの企業が引き受け、統制するかが考慮されます
- ある関連企業がDEMPE機能に関連するリスクを契約上引き受ける場合（例えば、無形資産の開発に関連する財務リスクや無形資産を法的な異議申立てから守るリスクを引き受ける場合）、この企業が当該リスクに係る統制を機能上行使している限りにおいて、当該リスクの財務的な影響はこの企業に配分されます。この企業が当該リスクに係る統制を行使していない場合、当該リスクは統制を行使している企業に配分されることになります
- 企業がリスクに係る統制を行使しているということは、リスクを伴う機会の引受け、保留、又は却下の意思決定を行うための能力、並びに当該機会に関連するリスクに対応すべきかどうか、及びどのように対応すべきかを決定するための意思決定能力を持っているということになります。リスクを統制している企業が当該リスクをアウトソースする意思決定を行ったり、リスク管理活動の実施を監督したりする能力を持っている限りにおいて、日常的なリスク管理機能は他の企業にアウトソースすることができます

2015年ガイダンスは、MNEグループ内の事業体が開発活動への資金提供を通じて、無形資産の開発に関連する財務リスクを負担している場合において、この枠組みの適用が独立企業間利益をどのように決定するかを明確化しています。無形資産の開発に資金を提供しているが、当該無形資産に関連するDEMPE機能を実施又は統制していない事業体は、自身の資金提供に対するリスク調整後利益（類似のリスクを持つ比較可能なプロジェクトへの資金提供により達成され得る利益と類似の期待利益）を一般に期待できます。事業体が資金提供に関連する財務リスクに係る統制を行使していない場合、係る事業体はリスクフリーリターンを上回る利益を受け取る権利を有しません。

2015年ガイダンスは2014年の行動8のレポートとほぼ一貫していますが、無形資産の取引の分析及び関連するリスクの統制に基づく当該リスクの配分に係る枠組みは、無形資産の開発に係る資金提供に対して期待され得る利益に関する具体的なガイダンスと共に、2015年ガイダンスの新しい部分となっています。

企業名の使用を伴う取引

セクションBの最終部分には、特定の種類の無形資産取引に諸原則を適用するためのガイダンスが含まれており、その1つは企業名の使用について対価が支払われる状況を取り上げています。このガイダンスは2014年の行動8のレポートから変更されておらず、独立企業間対価の決定には、名称の使用による経済的便益、及び名称の価値に対して法律上の所有者と利用者の両方が行った貢献を考慮することが必要であると述べています。特に、被取得事業がブランド変更を経て取得企業の名称を使用することになった場合、対価を支払うべきと仮定することはできません。さらに、取得企業が自身のブランド名を宣伝するために被取得事業の市場における立場及び能力を利用している場合、独立企業間対価はむしろ被取得事業に対して支払われるべきである可能性があります。

無形資産の使用又は移転を伴う取引

2015年ガイダンスのセクションCは、2014年の行動8のレポートから基本的に変更されていません。同セクションは、関連する無形資産の特定及び取り組まれる取引の正確な記述が移転価格の算定上必要とされる取引の2つの一般的な種類を示しています。2つの種類とは、(i)無形資産又は無形資産に対する権利の移転に関する取引、及び(ii)物品の販売又はサービスの提供に関連する無形資産の使用を伴う取引になります。

無形資産取引の価格決定に関する補足ガイダンス

セクションDは、無形資産を伴う取引に係る独立企業間条件(条件及び価格)を決定するために、OECD移転価格ガイドラインの第1章~第3章に示されている原則を適用するにあたってのガイダンスを含んでいます。このガイダンスは2014年の行動8のレポートから基本的に変更されておらず、以下の重要なポイントを挙げています。

- 取引の両当事者の視点、現実的に利用可能な選択肢、及びリスクの帰属にしかるべき注意を払う必要があります。取引の一方の当事者のみに焦点を合わせた「一面的」な比較可能性分析は、一面的な移転価格算定方法が最終的に決定される状況を含め、取引を評価するには一般的には不十分です
- 無形資産を開発するコストとその開発後における価値の間に相関があることは稀です。コストに基づく価格決定方法は一般的には推奨されません。これに代わり、独立価格比準法(CUP法)又は取引単位利益分割法が、無形資産の移転を伴う事案における最も有用な移転価格算定方法となる可能性が高いと思われます。状況により、一面的な方法を用いて一部の機能の価値を決定し、無形資産の残余価値を導き出すことによって無形資産を間接的に評価するために、かかる一面的な方法を活用することができます
- CUP法を用いる際には、データベースの比較対象取引に特に注意を払う必要があります。検証対象取引との比較可能性を適切に検証するための、データベースの比較対象取引に関する十分な情報があるかどうかを評価することが重要になります
- 割引キャッシュ・フローの予測に基づく財務価値評価手法は、信頼できる比較可能な非関連者間取引がない場合の無形資産取引の評価において有用なツールとなる可能性があり、他のいかなる価格決定方法よりも信頼できるものとなり得ます。価値評価手法が活用される場合、独立企業原則及びOECD移転価格ガイドラインの諸原則と一貫した方法で、該当する手法の適用が必要とされます。価値評価のパラメータのわずかな変化が結果として無形資産の価値の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があるため、他の目的において作成された財務予測の使用や、価値評価を行うにあたっては注意を払う必要があり、また価値評価モデルの基礎となる仮定を理解及び検証するよう注意すべきです

評価が困難な無形資産に関する具体的なガイダンス

2015年ガイダンスの第6章セクションDは、「評価が困難」な無形資産(HTVI)に関連して取るべき具体的な移転価格アプローチを含んでいます。これは2014年の行動8のレポート以降に策定された新たなガイダンスであり、2015年6月に公表されたディスカッション・ドラフトにほぼ従っています。

HTVIは、「無形資産又は無形資産に対する権利であり、その関連企業間における移転の時点で、(i)信頼できる比較対象が存在せず、かつ(ii)取引が開始された時点で、移転される無形資産から得られると予想される将来のキャッシュ・フローもしくは所得の予測、又は当該無形資産の評価において用いられる仮定が極めて不確実であるために、移転の時点における当該無形資産の最終的な成功の水準の予測が困難になっているもの」と定義されています。HTVIを伴う取引は、様々な特徴の中でもとりわけ以下の特徴のうち、いくつかを一般的に有している可能性があります。

- 当該無形資産は、移転の時点で部分的にのみ開発されている
- 当該無形資産は取引から数年間、商業的に用いられると予想されない
- 当該無形資産は移転の時点で新しい方法で活用されると予想され、かつ財務予測は極めて不確実である
- 問題の無形資産は、それ自体ではHTVIの定義に該当しないが、HTVIの定義に該当する他の無形資産の開発又は改良する際に不可欠である

- 当該無形資産は、信頼できる比較対象が存在せず、かつ財務予測が極めて不確実である中で、一括の対価で関連企業に移転されている
- 当該無形資産は、費用分担契約又は類似のアレンジメントに関連して用いられる、又はこれらの下で開発されるかのいずれかである

ガイダンスでは、HTVIの潜在的な価値に関する納税者と税務当局の間における情報の非対称性、及び取引が開始された時点から経過した可能性のある時間が、税務当局による取引の価格決定の検証を特に困難にしていると述べています。2015年ガイダンスにおける移転価格アプローチは、納税者が詳細な移転価格分析を通じてHTVIの価格決定が独立企業原則に基づいていると証明することを可能にしつつ、情報の非対称性の悪影響から税務当局を守ることを目的としています。

2015年ガイダンスは、税務当局が、無形資産取引の財務的な結果に関する事後の証拠（ある無形資産にどれだけの価値があると判明したかに関する事後的に収集された情報）を、事前の価格決定のアレンジメントに係る適切性に関する推定証拠として用いることを認めています。税務当局は、合意された可能性のある偶発的な取り決め（マイルストーン支払いや段階的ロイヤルティなど）を含め、独立企業間の取引で結ばれたであろう価格決定のアレンジメントを決定するために、係る事後の証拠を用いることができます。

ただし、以下を含む特定の状況又はセーフハーバーに該当する場合には、係る推定証拠を用いることができません。

- リスク及び当該結果に影響を及ぼした可能性のある、合理的に予測可能な事象を考慮して、価格決定のアレンジメントを決定するために、移転の時点で用いられた事前の予測が信頼できるものであったことを納税者が証明できる場合。納税者は、予測と実際の結果の間における重要な差異が、予測不能な動向、又はその可能性が当初から合理的に予想されていた予測可能な結果の展開のいずれかによるものであることの信頼できる証拠も提供する必要がある
- 財務予測と実際の結果の間における差異が、当該HTVIから生じる対価を、取引が開始された時点で決定された対価の20%を超えて減少又は増加させていない
- 5年間の商業化期間が経過しており、かつこの期間の財務予測と実際の結果の間における差異が20%以下である
- HTVIの移転が、二国間又は多国間の事前確認の対象となっている

費用分担契約

2015年ガイダンスには、費用分担契約（CCA）を取り上げた第8章の新たなバージョンも含まれています。ここでの目的は、CCAに関するガイダンスを、リスクの統制及び無形資産の取引に関する他のあらゆる場所における新たなガイダンスと整合させることです。特にこのガイダンスは、CCAのアレンジメントの結果及び参加者の利益が、参加者が類似の拠出を行う場合において、類似の経済的特徴を持つ他のアレンジメントに類似するものになるようにすることを目指しています。このガイダンスは2015年4月に公表されたCCAに関する報告書草案に基づいていますが、一部の側面はOECDにおける企業の代表との議論を踏まえて明確に精緻化されています。

CCAは、それぞれの参加者に係るリソース及びスキルのプーリングによる相互便益を期待した、「無形資産、有形資産又はサービスの共同開発、生産又は獲得に関連する拠出及びリスクを共有するための企業間における契約上のアレンジメント」と定義されています。

CCAに参加する資格

2010年のOECDガイダンスに沿って、相互便益の期待が引き続きCCAに参加するための前提条件となっています。参加者は、例えば自身の事業において取得された権利又は開発されたサービスを活用できることによって、CCAのアウトプットから便益を受けることを期待していなければなりません。これに該当しない場合（例えば、企業が研究開発（R&D）などの活動のみを実施している場合）、企業はCCAの外部の役務提供者として取り扱われ、適切な基準の対価を受ける必要があります。

2015年ガイダンスにおける新しい内容は、統制も、企業がCCAの参加者とみなされるための前提条件となったことです。CCAの全ての参加者は、当該CCAの下で自身が引き受けるリスクに係る統制を行使するための機能上の能力、及びそれらのリスクを引き受けるための財務上の能力を有する必要があります。つまり、参加者はCCAへの参加という当初のリスクを引き受ける意思決定を行うことができなければならない（かつこれを実際に実施しなければならない）、及びCCAに関連するリスクに対応すべきかどうか、又はどのように対応すべきかを決定するための継続的な意思決定能力を持っていなければならない（かつこれを実際に実施しなければならない）ということになります。CCAの参加者は、全てのCCAの活動又は一部を、自身の人員を通じて実施する必要はありません。場合によっては、CCAの参加者は特定の機能をアウトソースすることができます。またガイダンスは、CCAの目的が無形資産の開発の場合、CCAの参加者のうち一社が当該無形資産に関連するDEMPE機能に係る統制を行使していれば十分であることを明確にしています。資金を提供しているその他の参加者は、自身の拠出に付随する財務リスクを統制する必要があります。

CCAへの拠出に係る価値の測定

2015年ガイダンスのさらなる側面は、CCAの参加者が行う拠出の価値は、参加者の合理的に予測される当該CCAからの便益に比例していなければならないということです。拠出が合理的に予測される便益に比例していない場合、調整支払いが要求される可能性があります。各参加者の拠出の価値は、比較可能な状況において独立した企業が、これに与える価値に沿って決定されるべきです。これは2010年のOECD移転価格ガイドラインとある程度一貫していますが、2015年ガイダンスは従来のガイダンスを拡大し、CCAの参加者によって拠出されるか又はCCAの参加者において発生するコストは、多くの場合においてそれらの参加者による拠出の正確な測定であると仮定できないことを明確にしています。

拠出は価値に基づいて測定されるべきである一方で、2015年ガイダンスは、(既存の価値の拠出ではなく)現在の拠出をそのコストで支払う方が納税者にとって実務的であり得ることも認識しています。このアプローチを適用する場合、既存の拠出は、リソースをCCAに拠出するという事前のコミットメントの機会費用(例えば、当該コストに対する独立企業間マークアップの現在価値)を回収する必要があります。サービスのCCAの事例において、価値とコストの間の差異が相対的に重要でない場合、実務的な理由により、類似の性質を持つ現在の拠出を、そのコストで測定することができます。ただし、このアプローチは、様々な参加者の拠出の性質が異なっている場合(例えば、一部の参加者はサービスを拠出し、他の参加者は無形資産又はその他の資産を提供する場合)には適切ではない可能性があります。

既存の価値の拠出と現在の拠出を区別することが必要となります。例えば、ある参加者によって拠出された既存の特許取得済テクノロジーの価値は、独立企業原則の下で(必要に応じてリスク及び無形資産に関する修正後のガイダンスを活用して)決定され、拠出の全体的な価値に組み込まれます。拠出される現在のR&D活動の価値は、それらの機能が持つ現在の価値に基づいて決定されます。

おわりに

多国籍企業は、新たに定義されたマーケティング上の無形資産について、自身の既存の移転価格方針が新たなガイダンスに含まれる無形資産の幅広い定義と整合しているかどうかを評価する必要があります。多国籍企業は、自身の方針が市場固有の特徴やシナジーのような比較可能性要素を正確に反映しているかどうかを確認すべきです。

この分野におけるOECDの作業目的は、移転価格の結果が、利益を価値創造の機能及びリスクの統制と整合させることにより、起きている物事の現実を反映するようにすることです。価値創造に貢献する機能(無形資産に関連するDEMPE機能)を、価値のドライバーから利益を実現する事業体(無形資産の法律上の所有者など)から切り離しているグループにおいては、グループ内のどの事業体が経済的に重要なリスクを統制しているかの評価に係る枠組みを踏まえて、それぞれの事業体の関連する貢献を注意深く評価することが必要となります。これは、グループのマスターファイル及び現地の移転価格文書(ローカルファイル)において適切に文書化されるべきです。

加えて、HTVIに関する新たなガイダンスを含む、無形資産を伴う取引の評価及び価格決定に関する第7章におけるガイダンスでは、各グループが頑健な価値評価手法を採用することが必要であるとし、かつ予測可能な偶発事象の結果に応じた価格決定の調整の考慮を必要とする可能性があることを明確にしています。また、これは関連する事業体に係る現地の移転価格文書(ローカルファイル)において注意深く検証されることが必要となります。

CCA又は類似のアレンジメントを利用している多国籍企業は、自身の既存のアレンジメント、特に参加者の資格、リスクに係る統制及び拠出の測定を評価することが不可欠です。

巻末注

1. 2014年11月21日付のEYジャパン・タックス・アラート「OECD、BEPS行動8　移転価格の側面からの無形資産の検討に関する改訂ガイダンスを発表」を参照。
2. 2015年5月22日付のジャパン・タックス・アラート「OECDがBEPS行動8に基づく費用分担契約に関するディスカッション・ドラフトを公表」及び2015年6月19日付のEYジャパン・タックス・アラート「OECDがBEPS行動8に基づく評価困難な無形資産に関するディスカッション・ドラフトを公表」を参照。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。
メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

@EY_TaxJapan
最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて
EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について
EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20151119

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp